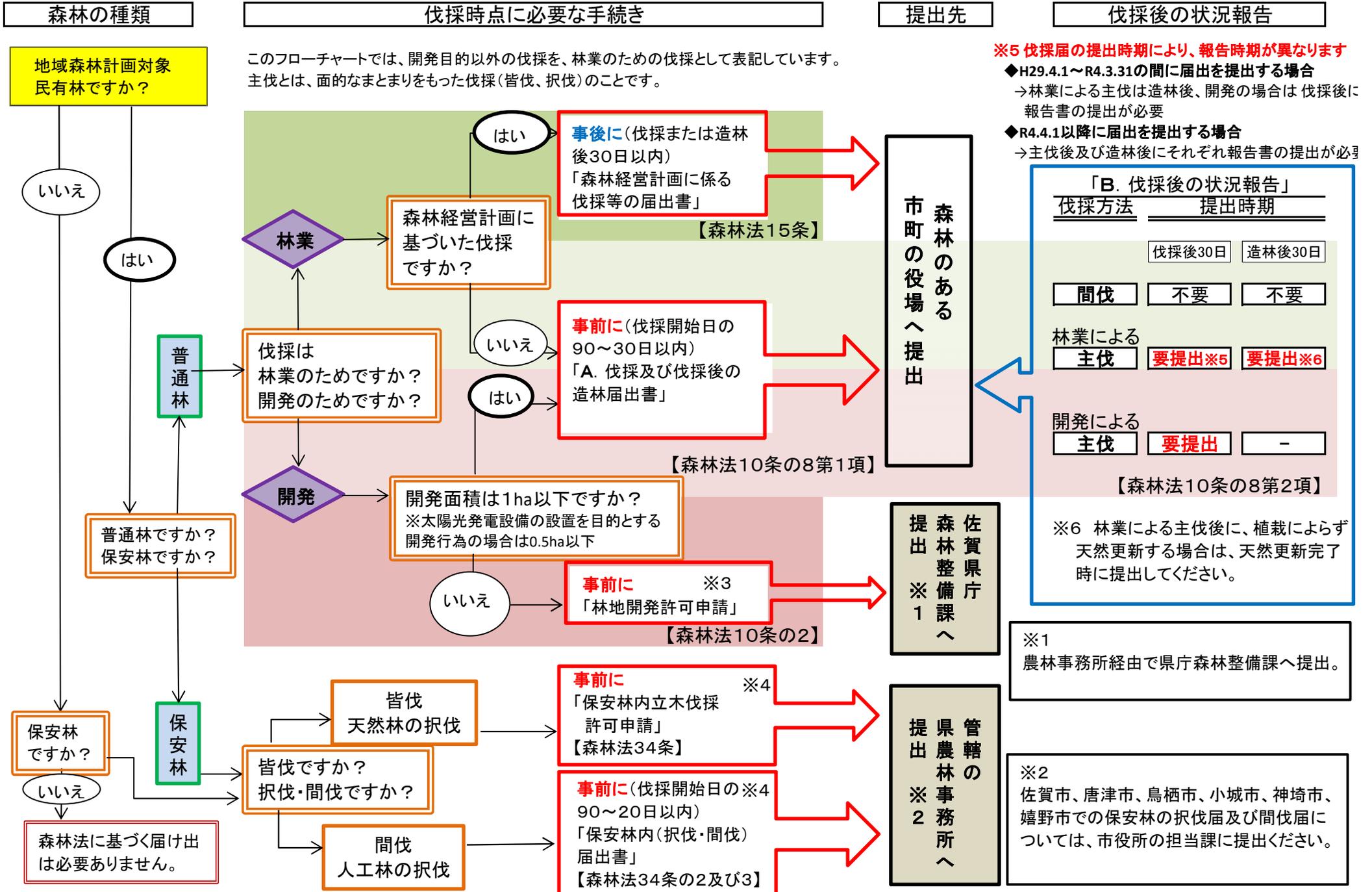


森林における伐採行為に関する手続き確認



※3 国又は地方公共団体が行う開発行為については、林地開発許可申請は不要ですが、知事との協議及び「伐採及び伐採後の造林届出書」の提出が必要です。

※4 保安林であって、森林経営計画に基づき伐採を行う場合は、「森林経営計画に係る伐採等の届出書(認定伐採届)」(森林法第15条)の手続きも併せて必要となります。